

「百五We b 口振受付サービス」利用規定

百五We b 口振受付サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用者（以下、「お客様」といいます）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する口座（以下、「対象口座」といいます）を対象として、パソコン・スマートフォン・その他の端末機（以下、「端末機」といいます）から、インターネットを通じて、当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込めるサービスをいいます。

第2条（利用対象者）

本サービスの利用は当行が本サービスに利用することを承認した口座で利用できることとします。ただし、法人の口座については普通預金および当座預金での本サービス利用は百五法人ダイレクトの契約者に限定することとします。

第3条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は以下の通りです。

（個人のお客さま）

キャッシュカード発行済みの当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます）

（法人および個人事業主のお客さま）

百五法人ダイレクトに登録済みの普通預金口座・当座預金口座

（百五法人ダイレクトの資金移動権限をお持ちのユーザーからの操作に限ります）

第4条（サービス利用可能時間）

お客様の本サービスおよび、本サービスの本人認証に利用する百五法人ダイレクトの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。

第5条（預金口座振替契約の締結手続（本人確認手続））

お客様が端末機による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛てに以下の口座および本人確認情報（以下、「所定事項」）を正確に伝達するものとします。

(個人のお客さま)

対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等

(法人および個人事業主のお客さま)

百五法人ダイレクトのログインID、パスワード、対象口座の口座情報

お客さまが当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまからの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。

第6条（サービス利用停止）

お客さまが、前条に定める所定事項を当行所定の回数以上連續して入力された場合、当行は、お客さまに対する本サービスの提供を止め、当行所定の期間サービス利用を停止するものとします。

なお、個人のお客さまが所定事項のうちキャッシュカード暗証番号、生年月日を当行所定の回数以上連續して入力された場合で当行が必要と認めた場合は、本サービスの他、「百五デビットカードサービス」および「百五ペイジ一口座振替受付サービス」の利用を停止するものとします。この場合、お客さまは当行所定の方法により、本サービスおよび、「百五デビットカードサービス」および「百五ペイジ一口座振替受付サービス」の利用開始の手続を行うものとします。

第7条（預金口座振替契約の締結）

(1) 申込方法

お客さまは、第5条に定める預金口座振替契約締結に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に伝達することにより申込むものとします。

(2) 申込の承諾

当行がお客さまの申込を受けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、お客さまと当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。この場合、当行はお客さまに対し、承諾の通知を行うものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客さまは当行に照会するものとし、照会がなかったことによってお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

(3) 申込の不成立

以下の場合、お客さまからの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行は

お客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- ①個人のお客さま口座でキャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- ②差押等の止むを得ない事情があり、当行が不適当と認めたとき
- ③災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断したとき
- ④当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき
- ⑤法人および個人事業主のお客さままで百五法人ダイレクト利用停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手續をとったとき

第8条（収納機関への情報通知）

（1）申込の確定および不成立

申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込が確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報を契約者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届によりお客さまに代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまは予め同意するものとします。

（2）本人確認情報

申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

第9条（預金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第10条（免責事項）

（1）本人確認

第5条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

（2）通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

- ①通信機器、回線等の障害により、取扱が不能となったとき。

②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

(3) 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客さまのキャッシュカード暗証番号、百五法人ダイレクトの各種認証情報やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 11 条（届出の変更等）

お客さまの氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当行所定の書面により対象口座店宛に届出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 12 条（通知等の連絡先）

当行はお客さまに対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、お客さまが予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 13 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種規定、キャッシュカード規定、口座振替規定、EBサービスに関する各種規定により取扱います。

第 14 条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 15 条（個人情報の取扱い）

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、「個人情報保護宣言」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取扱います。

第 16 条（個人情報第三者提供の同意）

お客さまは、本規定に基づく申込および取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

第 17 条（責任制限）

本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意又は重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

以 上

2025年12月16日現在